

# 参 考 資 料

## 第 9 1 4 回定例会（令和 7 年 3 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1
- 議案第 2 号  
青森県文化財保護審議会委員の人事について P 2 ~P 3
- 議案第 6 号  
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について P 4 ~P 5
- 議案第 10 号  
青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について P 6 ~P 8
- 議案第 11 号  
県重宝及び県無形民俗文化財の指定について P 9 ~P 11
- その他  
青森県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等について P 12
- その他  
職員の懲戒処分の公表基準の改正について P 13 ~P 14

令和6年度一般会計補正予算（第4号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△2,561,747千円
現計予算額	129,981,801千円
補正後の予算額	127,420,054千円

◎要求の主なもの

○人件費分 △1,145,367千円

教育行政費	△79,338千円
教育指導費	1,002千円
小学校費	△422,146千円
中学校費	△197,142千円
高等学校総務費	△452,310千円
高等学校管理費	△5,440千円
特別支援学校費	33,836千円
社会教育振興費	△2,642千円
文化財保護費	△1,461千円
三内丸山遺跡センター費	△17,209千円
保健給食振興費	△2,265千円
体育振興費	△252千円

○事務局等分	△107,605千円
○学 校 分	△1,037,762千円
精査による給与費の増減調整	

○人件費以外分 △1,416,380千円

<b>学校建設費</b>	<b>735,593千円</b>
○大規模改修（高校）	487,564千円
老朽化した高等学校施設を大規模改修するのに要する経費	
①トイレ洋式化（県立高校17校）	41,888千円
②三本木高校 第二体育館	116,256千円
③五所川原工科高校 屋外運動場	329,420千円
○県立学校校舎等長寿命化・重点改良事業費（高校）	248,029千円
老朽化した県立学校校舎等を長寿命化・重点改良するのに要する経費	
①木造高校 第二体育館改修	91,852千円
②八戸水産高校 第二体育館改修	156,177千円
<b>特別支援学校費</b>	<b>350,225千円</b>
○大規模改修（特別支援学校）	350,225千円
老朽化した特別支援学校施設を大規模改修するのに要する経費	
①青森第二高等養護学校 校舎・寄宿舎改修設計	14,608千円
②八戸第一養護学校 普通教室棟改修	335,617千円
<b>教育委員会事務局費ほか19目</b>	<b>△2,502,198千円</b>
○事業費の精査	△2,502,198千円

# 青森県文化財保護審議会委員人事案

	担当分野		現在の委員（令和6年4月9日～令和8年4月8日）				新委員候補者（令和7年3月27日～令和8年4月8日）		
			氏名	住所	所属	委嘱年	氏名	住所	所属
1	県重宝	建造物	おかだ しゅんじ 岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校臨時講師	平成 28			
2			さいとう まさと 斎藤 政人	南部町	アレック情報ビジネス学院 建築科非常勤講師	平成 30			
3		美術工芸品 (工芸品・彫刻)	ささき 佐々木 あすか	弘前市	弘前大学人文社会科学部助教	令和 6			
4		美術工芸品 (絵画)	やまだ やすこ 山田 泰子	八戸市	八戸市美術館美術専門監	平成 30			
5		考古資料	かみじょう のぶひこ 上條 信彦	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	令和 4			
6		歴史資料	たかもと ひさふみ 瀧本 壽史	平川市	弘前大学教育推進機構 キャリアセンター特任教授	令和 4			
7			ふじた としお 藤田 俊雄	八戸市	元八戸市立図書館長	平成 24			
8	技芸		しもだ ゆうじ 下田 雄次	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2			
9	民俗文化財	有形・無形	はやま しげる 葉山 茂	弘前市	弘前大学人文社会科学部准教授	令和 4			
10			むらなか たけひろ 村中 健大	十和田市	青森県民俗の会会員	令和 6			
11	記念物	史跡	おかだ やすひろ 岡田 康博	弘前市	三内丸山遺跡センター所長	令和 4			
12		名勝	ひょうどう かつゆき 兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園代表	平成 30			
13		動物	おかだ あゆみ 岡田 あゆみ	十和田市	北里大学獣医学部教授	令和 2	おぐら ただし 小倉 匡俊	十和田市	北里大学獣医学部准教授
14		植物	やまぎし ひろき 山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部准教授	平成 30			
15	学校教育		おがた こうこ 小形 浩子	平内町	元青森市立原別小学校長	令和 5			

資料  
関係  
番号  
2  
第  
案  
参  
議

## 青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

### 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）

（地方文化財保護審議会）

第 1 9 0 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 青森県文化財保護審議会条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 4 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 9 0 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、1 5 人以内の委員で組織する。

2 （略）

（委嘱又は任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

## I 臨時免許状の授与申請に係る提出書類について

### 【臨時免許状の申請に必要な書類について】

青森県教育職員免許状に関する規則（以下「規則」という。）において、臨時免許状の申請に必要な書類を以下のとおり、規定している。

#### 第3条第1項

- 一 履歴書(第4号様式)
- 二 宣誓書(第9号様式)
- 三 戸籍抄本

#### 第8条第1項

- 一 人物に関する証明書(第5号様式)
- 二 身体に関する証明書(第8号様式)
- 三 学校の卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

#### 四 施行法第2条の規定による者にあつては第6条第三号に掲げる書類

※師範学校卒業者等

#### 五 第3条第1項第八号に掲げる書類

※高等学校卒業と同等以上の資格を有する者であること等を証する書面

※卒業証明書等を提出した場合は除く

#### 六 実務に関する証明書

#### 七 教科に関する証明書

※四～七は必要ある者に限る

#### 第8条第2項

臨時免許状の有効期間が終り再び臨時免許状の授与を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類のほか、通信教育、免許法認定講習、免許法認定公開講座等における研修の状況を証する書面を提出することができる。

### 【県内外各大学の卒業又は修了証明書及び学業成績証明書発行手数料】

(県内) 弘前大学 300円 青森大学 300円 弘前学院大学 200円  
(県外) 岩手大学 500円 仙台大学 200円 日本体育大学 300円

### 【全国照会結果（47都道府県中43道府県が回答）】

臨時免許状の再申請の際、提出の省略が可能（又は提出不要）である書類及びそれを規定している道府県数

書類	学校の卒業又は修了証明書	学業成績証明書
道府県数	23	21

### 【過去5年間の臨時免許状授与件数】

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
件数	167	157	191	228	217	183
内、再申請の件数	34	46	39	35	58	54

※令和6年12月10日現在

## II 幼稚園教諭免許状授与の要件を緩和する特例について

### 【幼稚園教諭免許状を取得する場合の単位数】

免許状	基礎資格	必要 総単位数
一種免許状	学士	51
二種免許状	短期大学士	31

### 【特例により幼稚園教諭免許状を取得する場合の単位数】

免許状	基礎資格	必要 総単位数	保育士としての 勤務年数	経過措置の 期間
一種免許状	学士、かつ、指定 保育士養成施設を 卒業していること 又は保育士試験に 合格していること	8	3年以上かつ 4,320時 間以上	(改正前) 認定こども園法一部 改正法の施行の日か ら起算して10年を 経過する日
二種免許状	指定保育士養成施設を卒業している こと又は保育士試験に合格している こと	8		(改正後) 認定こども園法一部 改正法の施行の日か ら起算して15年を 経過する日

## III その他の所要の整理

### 【外国人登録法の廃止】

平成24年7月9日、新たな在留管理制度が導入されたことに伴い廃止。

### 【刑法の一部改正】

刑法が令和7年6月1日施行で改正。

○青森県三内丸山遺跡センター条例（改正見え消し）

平成三十年三月二十八日

青森県条例第二号

改正 平成三一年三月二二日条例第五五号

令和四年三月二八日条例第二一号

青森県三内丸山遺跡センター条例をここに公布する。

青森県三内丸山遺跡センター条例

（設置）

第一条 三内丸山遺跡（以下「遺跡」という。）の保存及び活用を行うこと等により、県民の文化の振興に資するため、青森市に三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）を設置する。

（業務）

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 遺跡に関する調査及び研究に関すること。
- 二 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関すること。
- 三 遺跡に関する資料の展示に関すること。
- 四 遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること。
- 五 その他遺跡の保存及び活用に関し必要な業務
- 六 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

（職員）

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

（使用の承認）

第四条 別表第二号に掲げる場合において、センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（使用料）

第五条 センターの施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりセンターの施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

（使用料の免除）

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
  - 二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
  - 三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- 2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年条例第五五号)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年条例第二一号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県三内丸山遺跡センター条例別表第一号に定める常設の展示の観覧に係る使用料を納入している者が同日以後に当該納入に係る施設の使用をする場合の当該施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第四条、第五条関係)

(平三一条例五五・一部改正)

一 遺跡に関する資料の観覧のための使用の場合

区分		金額 (一回につき)	
常設の展示の観覧	個人 <u>(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。)</u>	<del>高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生</del>	<del>二百円</del>
		一般	<del>四百円</del> <u>五百円 (学生にあつては、二百五十円)</u>
	団体 (二十人以上のものに限る。)	<del>高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生</del>	<del>一人につき</del>
一般		<del>一人につき</del>	<u>十八歳に達する日以後の</u>

			最初の三月三十一日を経過した者一人につき 三百三十円四百円 (学生にあっては、二百円)
特別の展示の観覧			知事はその都度定める額

備考

1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校の学生をいう。

±2 常設の展示の観覧には、遺跡の区域の観覧を含む。

±3 特別の展示の観覧に係る使用料を納入した者の常設の展示の観覧に係る使用料は、無料とする。

## 二 企画展示室等の使用の場合

区分		九時から十二時まで	十三時から十七時まで	九時以前、十二時から十三時まで及び十七時以降（一時間につき）
使用者が入場料を徴収しない場合	企画展示室	四千三百五十円	五千八百円	千四百五十円
	展示準備室	千二百三十円	千六百四十円	四百十円
	ギャラリー	四千七百七十円	六千三百六十円	千五百九十円
使用者が入場料を徴収する場合	企画展示室	八千七百円	一万千六百円	二千九百円
	展示準備室	二千四百六十円	三千二百八十円	八百二十円
	ギャラリー	九千五百四十円	一万二千七百二十円	三千百八十円

## 県重宝（彫刻）の指定について

1 文化財の種別 県重宝（彫刻）

2 名称 もくぞうてんぶりゅうぞう  
木造天部立像

3 員数 1 軀

4 所有者 宗教法人清水寺

5 所在地 八戸市大字是川字中居 1 8 - 2

6 構造及び形式 針葉樹材製、割矧造、彩色

7 大きさ 像高 6 5 . 8 cm  
総高 7 3 . 2 cm（右手先を含む）  
髪際（兜下縁）高 6 1 . 5 cm

8 由緒及び沿革

天正 9 年（1 5 8 1）建立の観音堂内に安置されていた。本像の伝来については不詳であり、いつから観音堂に安置されていたかも不明である。

9 現況

本堂須弥壇上に安置されている。右腕は接着されておらず、左足先、左手、持物が失われている。

10 指定事由

本像は、穏やかな忿怒の表情、柔らかい衣の表現、なだらかな起伏による肉身表現など平安時代後期の仏像と共通する様式的特徴がうかがえる。その中でも本像が纏う甲の細部の形状は、1 1 世紀後半から 1 2 世紀にかけて都を中心に造立された天部像と共通することから、同時代の作と考えられる。

本像の尊名や清水寺への伝来は不詳ながらも、1 1 世紀後半から 1 2 世紀にかけての平安時代後期の典型的な天部像を代表する作例として貴重であり、県重宝として指定に値する。



## 県無形民俗文化財の指定について

- 1 文化財の種別 県無形民俗文化財
- 2 名称 くりやまだいかぐら  
栗山太神楽
- 3 所在地 むつ市栗山町
- 4 保護団体 栗山太神楽保存会
- 5 由緒及び沿革

史実としての起源は不明であるが、各種文書から19世紀初頭、盛岡藩のお抱え芸能集団であった七軒丁が江戸で習った太神楽や各種演目を栗山の者に伝授したとされている。かつて、栗山の神楽集団は下北半島各地を歩いて芸を伝承したという。

以下、『青森県史 民俗編 資料 下北』の記述を引用する。

栗山神楽保存会所蔵の師弟証文（約定書、承諾書、契約書）には、天保14年（1843）11月の栗山から上田代宛、文久3年（1863）9月の栗山から角違宛、明治7年（1874）旧7月の関根橋から栗山宛、大正8年（1919）1月の出戸から栗山宛、大正8年1月の栗山から出戸宛のものがある。栗山も目名と同様に、江戸時代後期から明治、大正時代にかけて、下北地方各地の若者組（若者連中）と師弟契約をかわして師匠を派遣し、芸を伝授していたことをうかがうことができる。また、『下北一自然・文化・社会』や『むつ市文化財1』によると、この間に栗山を師匠として大神楽を伝習したところは、下北地方全域で約20か所を数える。むつ市では権山・北関根・出戸・高梨新田・西町（若松町）・大湊上町・城ヶ沢・角違・宇田町・泉沢・金谷の11か所である。むつ市以外では東通村下田屋・上田代・老部、大畑町関根橋、風間浦村桑畑、脇野沢村滝山・九艘泊、川内町上小倉平、横浜町鶏沢・横浜新町などである。

現在伝えている演目は、通り獅子と踊り獅子である。通り獅子は、七軒丁から神楽を伝えられる前から栗山で行われていたとされる、二人立ちの獅子舞である。踊り獅子は七軒丁を師匠として習った演目とされ、演目そのものを「七軒丁」と呼称することがある。二人立ちの獅子舞で、ササラ振りを伴う。

また、下北の総鎮守と称される田名部神社の例大祭において、長年にわたり神輿渡御行列の先頭に立って先祓いを務め、拝殿で行われる神事の際の楽奏と神楽奉納を担っている。

## 6 現況

昭和39年に栗山太神楽保存会が結成され、平成14年1月11日にむつ市無形民俗文化財に指定されている。

## 7 指定事由

下北地域の民俗芸能の展開や田名部神社の歴史を考える上で重要な民俗芸能であり、県無形民俗文化財として指定に値する。



次期計画の全体構成イメージ

位置付け

青森県立高等学校魅力づくり  
検討会議 検討結果報告書

《位置付け》  
令和10年度以降の魅力ある県立高等学校づくりの在り方に関する報告

[R7. 2. 20報告]

【基本的な考え方】  
○これからの時代に求められる力を備えた人財の育成に向けた高等学校教育  
○本県及び各地域の実情を踏まえた高等学校教育改革  
○県全体が一体となった教育環境づくり

【高等学校の魅力づくり】  
○教育活動の更なる充実に向けた取組  
○多様な主体との連携・協働

【学科等の魅力づくり】  
○新たな時代を見据えた学びの提供  
○多様な学びの提供ときめ細かな指導の充実

【教育制度】  
○魅力づくりに向けた教育制度の活用による教育内容の充実

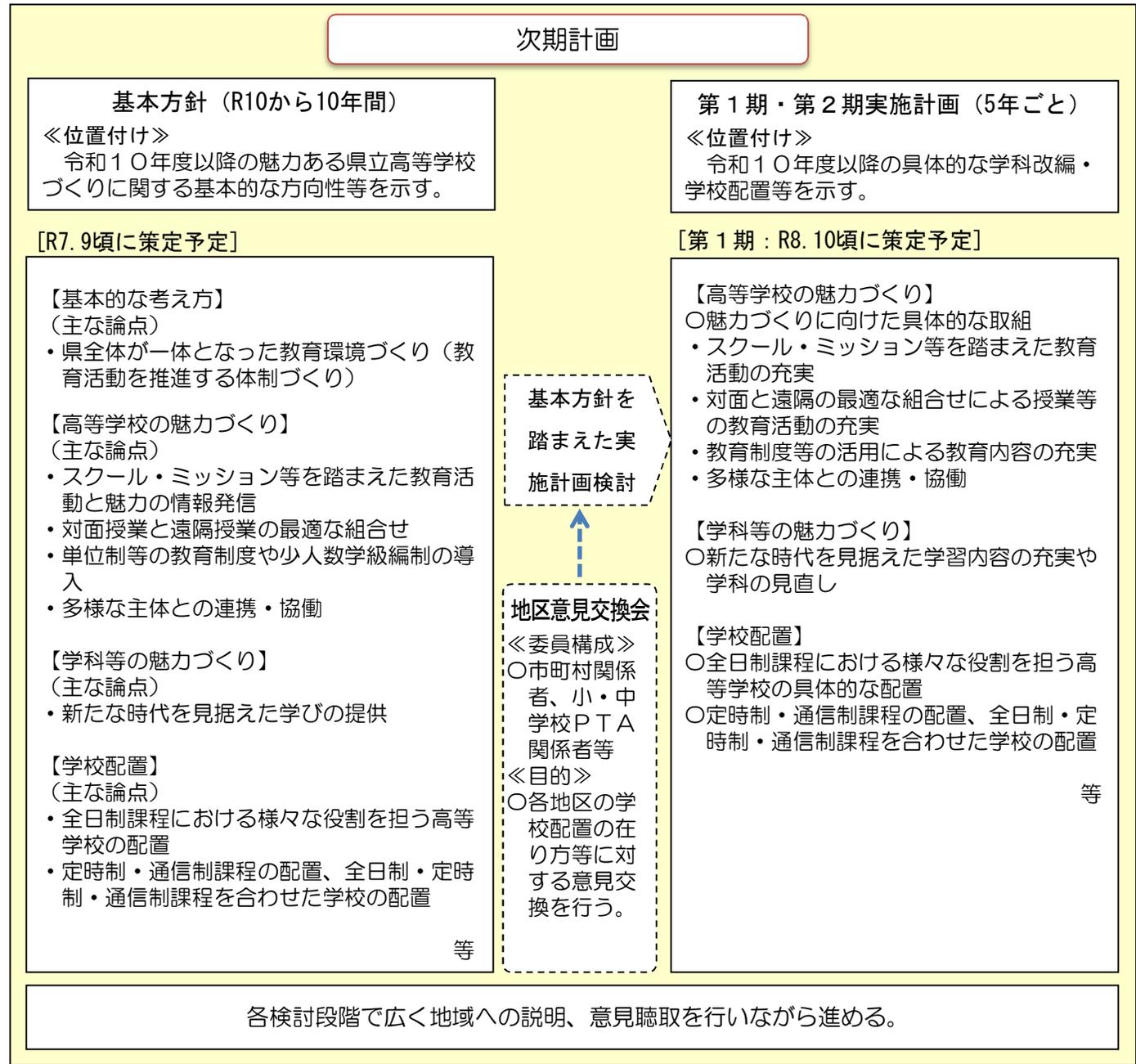
【学校配置】  
○高等学校教育を受ける機会の確保と充実した教育環境の整備の観点  
○6地区ごとに様々な役割の学校を配置  
・通学環境を考慮した高等学校の配置等  
・新たな学びの創出に向けた再編 等  
○定時制・通信制課程の配置、全日制課程と併せた配置

【地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり】 等

意見募集

地区懇談会

イメージ



## 職員の懲戒処分の公表基準

参 考 資 料

そ の 他 関 係

(平成14年4月11日決定)

(平成16年3月16日改正)

(平成17年7月6日改正)

(令和7年4月1日改正)

青森県教育委員会の任命に係る一般職の職員に対する懲戒処分については、次の基準により公表する。

### 1 公表する事案

公表する事案は、地方公務員法に基づく懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）を行った場合とする。

### 2 公表する内容

(1) 公表する内容は、原則として、特定の個人が識別され又は識別され得るものを除き、次の事項とする。

- ① 被処分者に係る事項
- ② 事件・事故の概要
- ③ 処分内容
- ④ 処分年月日

(2) 上記(1)①の被処分者に係る事項は、所属の種別、職種、年齢、性別とする。

ただし、免職の事案については、所属の種別を所属に変え、氏名を加える。

また、免職以外の事案で、警察発表により氏名が公になっているなど、社会的影響が大きいものについて、所属及び氏名を公表する場合がある。

(3) 処分の公表に当たり、教育的な配慮が必要な場合や、被害者の特定につながるおそれがある又は被害者の健康を著しく損なうおそれがある等、被害者の権利利益が害されるおそれがある場合には、上記(1)の事項の全部又は一部を公表しないこととする。

### 3 公表の時期

毎月、定期的に公表する。ただし、社会的な影響が大きい事件・事故について懲戒処分を行った場合には、処分後、速やかに公表する。